

ラッピングバスガイドライン(案)の概要

1 ラッピングバスガイドラインの策定について

金沢市屋外広告物等に関する条例施行規則別表第4において、ラッピングバスに係る規格については、広告物の設置位置を「広告面は、車体の側面及び後面の部分のうち、市長が定める部分」と規定する予定であるが、「市長が定める部分」その他のラッピングバスに係る基準等をガイドラインに定めます。

2 概要

(1) ラッピングバスの定義

路線バスの車体の大部分をフィルムで覆い、広告媒体として表示されるものをいい、屋根面については側面から20cm程度シートを巻き返すものとします。

(2) ラッピングバスの規格

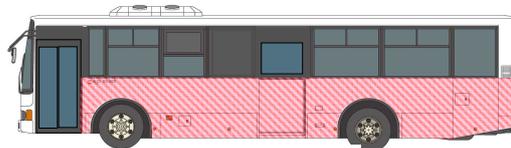
- ①車体のベース色は白とします。
- ②窓枠等は黒とします。
- ③広告面は窓枠から下の部分とします。



【上面】



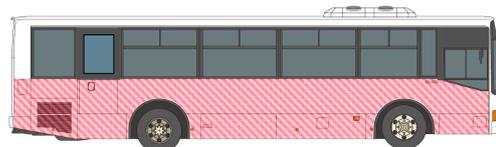
【前面】



【左面】



【後面】



【右面】

-  : ベース（白色）部分
-  : 窓枠（黒色）部分
-  : 広告面
-  : ラッピング不要部分

(3) ラッピングバスの広告デザイン及び広告内容について

ラッピングバスの広告デザインや広告内容については、屋外広告物審査会で審査を行い、了承が得られたものについて掲出を認めるものとします。

(4) 道路交通への安全性への配慮について

周囲の車両の運転者の誤認を招くような広告や、運転者の注意力が散漫となる広告は認めないこととします。

3 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日